



**第十条** 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

2 法第五十二条第一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行つた場合にあって得ない場合)

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事  
二 組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合をいう。）組合員（同法第六百七十七条第三項の規定により業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下二において同じ。）が業務を執行する組合にあつては、当該業務執行者）その他他の法人等 イからニまでに定める

（株式会社取締役会員会等議員會  
社にあつては、取締役及び執行役）  
持分会社（会社法第五百七十五条第一項  
に規定する持分会社をいう。）業務を執行

同じ。)の旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。以下この号において同じ。)の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(当該役員が外国人である場合にあつては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。)を証する書類)

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地（構成設備）

**第十二条** 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、第一条に定める情報処理システムのうち、次に掲げるものとする。

一 净水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ当該各工程を制御するためのサーバー

二 前号に掲げるサーバーに搭載されたオペレーティングシステム（監視及び制御に係るものに限る。）

四 届出の日の一月前日の以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方政府、公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売

の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準備法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数の該当供給者の総株主等の議決権の数に占める割合  
三 特定重要設備の供給者が法人である場合においては、その役員の氏名、生年月日及び国

**第十一條** 法第五十二条第一項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。  
一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たつて準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法（国等）」という。）個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

は様式第五(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあつては様式第五(二)によるものとする。

(法第五十二条第二項第三号ロの主務省令で定めるもの)

**第十四条** 法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法國等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数に当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方が法人である場合においては、その役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所  
五 届出の日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれかの一事業年度の構成設備の供給者の売上高の総額百分比のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立拠法国等（個人である場合にあっては氏名、住所及び国籍等）構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等及びその保有する議決権の数該当供給者の総株主等の議決権の数に占める割合  
構成設備の共治者が法人である場合においては

(法第五十二条第一項第二号ハの主務省令で定めるもの)  
**第十三条** 法第五十二条第一項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。  
（文部省令によるもの、右文部省令は後付）

三 第一号に掲げるサーバーに搭載されたミド  
ルウェア（監視及び制御に係るものに限る。）  
四 第一号に掲げるサーバーに搭載されたアップ  
リケーション（監視及び制御に係るものに限

五 営合  
六 再委託の相手方等が法人である場合においては、その役員の氏名、生年月日及び国籍等の届出日の二月前日の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

**第十六条** 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二 重要維持管理等の委託をうながすための  
事業者に再委託して重要維持管理等を行わせ  
る場合にあつては、当該再委託する重要維持  
管理等の内容及び時期又は期間  
三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏  
名、住所並びに設立準拠法國等（個人である  
場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）  
四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百  
分の五以上の議決権の数を直接に保有する者  
の名称又は氏名、設立準拠法國等又は国籍等  
及びその保有する議決権の数の当該再委託の  
相手方等の総株主等の議決権の数に占める

**第十五条** 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。  
一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間





様式第一（第三条関係）

第 一 号

## 指定通知書

年 月 日

記

厚生労働大臣  
(公民省長)経済産業を一般的に講ずることによる安全基準の確保の推進に関する法律  
(令和4年法律第43号) 第10条第1項の上段を含めて定める基準に該当する者  
であつてこゝに記載した所の、前項の規定により特定社会基盤事業者として指定した  
ものに該当する場合にあり、下記とおり届け出する。

名 称
住 所
特定社会基盤事業 の 様 式
指定をした年月日

様式第二（第五条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 記

名 称

代表者の氏名

次のとおり変更する。既存施設を一括に講ずることによる安全基準の  
確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
名称又は住所		
変更年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさS1は、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第六条関係）

第 一 号

## 指定解除通知書

年 月 日

記

厚生労働大臣

(公民省長)

経済産業を一般的に講ずることによる安全基準の確保の推進に関する法律  
(令和4年法律第43号) 第10条の規定により特定社会基盤事業者としての  
指定を解除した。同項において準用する同法第6条の規定により、  
下記のとおり通知する。

名 称
住 所
特定社会基盤事業 の 様 式
指定をした年月日
指定を解除了 年 月 日

様式第四（一）（第九条第一項及び第二十一条関係）

導入等計画書(特定重要設備の導入を行う場合)

年 月 日

記

住 所

名 称

代表者の氏名

経済産業を一般的に講ずることによる安全基準の確保の推進に関する法律  
(令和4年法律第43号) 第10条の規定により特定社会基盤事業者としての  
指定を解除した。同項において準用する同法第6条の規定により、  
下記のとおり通知する。

- 特定重要設備の概要  
特定重要設備の種類  
特定重要設備の名称  
特定重要設備の位置  
特定重要設備を設ける場所  
特定重要設備を使用する場所

(説明欄)

1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所1. 特定重要設備の概要  
2. 特定重要設備の種類  
3. 特定重要設備の名称  
4. 特定重要設備の位置  
5. 特定重要設備を設ける場所  
6. 特定重要設備を使用する場所

内 容	導入の目的	
	導入に携わる者	名称及び代表者の氏名
	に關する事項	住所
		設立準備法團等
		導入との關係

(記載上の注意)



### 3. 特定重要設備の供給者に関する事項

(1) 特定重要設備の供給者

住所	
設立準備状況等	

(2) 特定重要設備の供給者の純株主等の議決権の5%以上を直接に保有す

者	名称又は氏名	設立準備段階等又は 固縛等	譲渡権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)  
1. 諸会員有割合は、届出の日より2月以内の日における純株主等の諸会員

1.「議決権保有者」は、昭和19年1月10日以後に開催する常任委員会の議決権を有する議員に於て割合を、小字数などに付して四捨五入して記載すること（以下この項の表記において同て）。

2.「既設議院選舉地区又は国際選」の欄は、議決権を保有する者が法人であつ場合には該法人の正規・準議院選等を、個人であつ場合には当該個人の住居地等を記載すること（以下の様に記載して同て）。

3.「立候補議院選又は国際選」の欄に記載する場合は、特定要件候補者の前後者が厚生労働大臣に直接に提出することざる。このとき、当該候補者は、特定要件候補者審査会に送り、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを准許することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

⑦			
⑧			

(記載上の注意)  
1.「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第  
一条第2項第2号に掲げる書類は、特定重要設備の供給者が厚生労働大臣に  
提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者  
に対して、あらかじめ、所定の様式に依拠して相手方に対する生年月日等

2. 本項目は、特定重要設備の供給者が、法人等である場合に記載する。
(4) 特定重要設備の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合


(記載上の注意)

1. 本事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同国又は地域に属する外国政府等との取引による売上高の合計額の占め割合が 20%以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備

の供給者が厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に

出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する又は事業場の所在地  
工場又は事業場の所在地

(説明項目)  
特定会社取締役事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要な設備の供給者が自らに販売を行っているのならず、上記の「工場又は事業場」の欄に所在地が記載された工場又は事業場において該当する供給者が自ら特定重要設備を製造し、かつ、当該特定重要設備の機能を充足させていることを認証している。

(注記) (注記)

#### (記載上の注意)

---

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又

（注）輸入は学術機関の購入。又は、VANCOUVER LIBRARY TRUST の事実上の所在する国又は地域の名称を記載すること（以下この様式におい

2. 離認の項目の内容を確認している場合には、その右欄にある□に印を付すこと。

順次 記載	構成設備の機能
	名称及び 機能
1	電動機

(2) 体験者	代表者の氏名 住所 設立準備法則等
(3) 会員登録料 会員登録料に係る支拂いの有無等 会員登録料の額	名称又は氏名 設立準備法則等又は 国際等 議決権保有割合(%) (確定した旨日)
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	

(4) （参考） （参考）	氏名	生年月日	国籍等
	(1)		
	(2)		
	(3)		
	(4)		
	(5)		
	(6)		
	(7)		
	(8)		
	(9)		
	(10)		
	(11)		
	(12)		
	(13)		
	(14)		
	(15)		
	(16)		
	(17)		
	(18)		
	(19)		
	(20)		
	(21)		
	(22)		
	(23)		
	(24)		
	(25)		
	(26)		
	(27)		
	(28)		
	(29)		
	(30)		
	(31)		
	(32)		
	(33)		
	(34)		
	(35)		
	(36)		
	(37)		
	(38)		
	(39)		
	(40)		
	(41)		
	(42)		
	(43)		
	(44)		
	(45)		
	(46)		
	(47)		
	(48)		
	(49)		
	(50)		
	(51)		
	(52)		
	(53)		
	(54)		
	(55)		
	(56)		
	(57)		
	(58)		
	(59)		
	(60)		
	(61)		
	(62)		
	(63)		
	(64)		
	(65)		
	(66)		
	(67)		
	(68)		
	(69)		
	(70)		
	(71)		
	(72)		
	(73)		
	(74)		
	(75)		
	(76)		
	(77)		
	(78)		
	(79)		
	(80)		
	(81)		
	(82)		
	(83)		
	(84)		
	(85)		
	(86)		
	(87)		
	(88)		
	(89)		
	(90)		
	(91)		
	(92)		
	(93)		
	(94)		
	(95)		
	(96)		
	(97)		
	(98)		
	(99)		
	(100)		
	(101)		
	(102)		
	(103)		
	(104)		
	(105)		
	(106)		
	(107)		
	(108)		
	(109)		
	(110)		
	(111)		
	(112)		
	(113)		
	(114)		
	(115)		
	(116)		
	(117)		
	(118)		
	(119)		
	(120)		
	(121)		
	(122)		
	(123)		
	(124)		
	(125)		
	(126)		
	(127)		
	(128)		
	(129)		
	(130)		
	(131)		
	(132)		
	(133)		
	(134)		
	(135)		
	(136)		
	(137)		
	(138)		
	(139)		
	(140)		
	(141)		
	(142)		
	(143)		
	(144)		
	(145)		
	(146)		
	(147)		
	(148)		
	(149)		
	(150)		
	(151)		
	(152)		
	(153)		
	(154)		
	(155)		
	(156)		
	(157)		
	(158)		
	(159)		
	(160)		
	(161)		
	(162)		
	(163)		
	(164)		
	(165)		
	(166)		
	(167)		
	(168)		
	(169)		
	(170)		
	(171)		
	(172)		
	(173)		
	(174)		
	(175)		
	(176)		
	(177)		
	(178)		
	(179)		
	(180)		
	(181)		
	(182)		
	(183)		
	(184)		
	(185)		
	(186)		
	(187)		
	(188)		
	(189)		
	(190)		
	(191)		
	(192)		
	(193)		
	(194)		
	(195)		
	(196)		
	(197)		
	(198)		
	(199)		
	(200)		
	(201)		
	(202)		
	(203)		
	(204)		
	(205)		
	(206)		
	(207)		
	(208)		
	(209)		
	(210)		
	(211)		
	(212)		
	(213)		
	(214)		
	(215)		
	(216)		
	(217)		
	(218)		
	(219)		
	(220)		
	(221)		
	(222)		
	(223)		
	(224)		
	(225)		
	(226)		
	(227)		
	(228)		
	(229)		
	(230)		
	(231)		
	(232)		
	(233)		
	(234)		
	(235)		
	(236)		
	(237)		
	(238)		
	(239)		
	(240)		
	(241)		
	(242)		
	(243)		
	(244)		
	(245)		
	(246)		
	(247)		
	(248)		
	(249)		
	(250)		
	(251)		
	(252)		
	(253)		
	(254)		
	(255)		
	(256)		
	(257)		
	(258)		
	(259)		
	(260)		
	(261)		
	(262)		
	(263)		
	(264)		
	(265)		
	(266)		
	(267)		
	(268)		
	(269)		
	(270)		
	(271)		
	(272)		
	(273)		
	(274)		
	(275)		
	(276)		
	(277)		
	(278)		
	(279)		
	(280)		
	(281)		
	(282)		
	(283)		
	(284)		
	(285)		
	(286)		
	(287)		
	(288)		
	(289)		
	(290)		
	(291)		
	(292)		
	(293)		
	(294)		
	(295)		
	(296)		
	(297)		
	(298)		
	(299)		
	(300)		
	(301)		
	(302)		
	(303)		
	(304)		
	(305)		
	(306)		
	(307)		
	(308)		
	(309)		
	(310)		
	(311)		
	(312)		
	(313)		
	(314)		
	(315)		
	(316)		
	(317)		
	(318)		
	(319)		
	(320)		
	(321)		
	(322)		
	(323)		
	(324)		
	(325)		
	(326)		
	(327)		
	(328)		
	(329)		
	(330)		
	(331)		
	(332)		
	(333)		
	(334)		
	(335)		
	(336)		
	(337)		
	(338)		
	(339)		
	(340)		
	(341)		
	(342)		
	(343)		
	(344)		
	(345)		
	(346)		
	(347)		
	(348)		
	(349)		
	(350)		
	(351)		
	(352)		
	(353)		
	(354)		
	(355)		
	(356)		
	(357)		
	(358)		
	(359)		
	(360)		
	(361)		
	(362)		
	(363)		
	(364)		
	(365)		
	(366)		
	(367)		
	(368)		
	(369)		
	(370)		
	(371)		
	(372)		
	(373)		
	(374)		
	(375)		
	(376)		
	(377)		
	(378)		
	(379)		
	(380)		
	(381)		
	(382)		
	(383)		
	(384)		
	(385)		
	(386)		
	(387)		
	(388)		
	(389)		
	(390)		
	(391)		
	(392)		
	(393)		
	(394)		
	(395)		
	(396)		
	(397)		
	(398)		
	(399)		
	(400)		
	(401)		
	(402)		
	(403)		
	(404)		
	(405)		
	(406)		
	(407)		
	(408)		
	(409)		
	(410)		
	(411)		
	(412)		
	(413)		
	(414)		
	(415)		
	(416)		
	(417)		
	(418)		
	(419)		
	(420)		
	(421)		
	(422)		
	(423)		
	(424)		
	(425)		
	(426)		
	(427)		
	(428)		
	(429)		
	(430)		
	(431)		
	(432)		
	(433)		
	(434)		
	(435)		
	(436)		
	(437)		
	(438)		
	(439)		
	(440)		
	(441)		
	(442)		
	(443)		
	(444)		
	(445)		
	(446)		
	(447)		
	(448)		
	(449)		
	(450)		
	(451)		
	(452)		
	(453)		
	(454)		
	(455)		
	(456)		
	(457)		
	(458)		
	(459)		
	(460)		
	(461)		
	(462)		
	(463)		
	(464)		
	(465)		
	(466)		
	(467)		
	(468)		
	(469)		
	(470)		
	(471)		
	(472)		
	(473)		
	(474)		
	(475)		
	(476)		
	(477)		
	(478)		
	(479)		
	(480)		
	(481)		
	(482)		
	(483)		
	(484)		
	(485)		
	(486)		
	(487)		
	(488)		
	(489)		
	(490)		
	(491)		
	(492)		
	(493)		
	(494)		
	(495)		
	(496)</		

### 記載上の注意



5. 特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

□ ②「再会社合規監査」は、成田機場の  
運営が、構造的・機能的(開港工事  
段階含む)において運営する資質を  
確保して置いていることを確認し  
ている場合に合致。

□ ③「再会社合規監査」は、成田機場  
の運営が、構造的・機能的(開港工  
事段階含む)において運営する資質を  
確保して置いていることを確認し  
ている場合に合致。

□ ④「再会社合規監査」は、成田機場  
の運営が、特定期間(開港工事  
段階含む)における平准化実現に  
対して、定期的に監査を行ってこ  
とを確認している場合に合致。

□ ⑤「定期会社合規監査」は、特定定  
期(開港工事段階含む)における平  
准化実現に對して、定期的に監  
査を行うことを確認している場合  
に合致。







こうについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等に印字されている。

④ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行なうにあたり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しては、さらには再委託を行う場合に於て特定社会基盤事業者の承認を受けることを要件としている。□

② 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託して行うことを明記している。

□  
再委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合に義務付ける(同法第11条第2項)

(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供の旨を既に打ち止めておられないかを確認している。

⑤ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の算収定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画(例へば、中長期経営計画等)、資産状況及び役務の預託実績等により確認し、□

案、再委託の相手方等については、委託の

(4) 特定社債会員事業者、特定重要設施及び構成設備の供給者や委託(委託を含む)の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。

①-1 特定社債会員事業者は、承認の相手方が、顧客を行う日の前日から起算して過去3年間の実績をもとに、日本の関連法規や国際的に受け入れられた基準(そ  
のうち

れに基づいて各国で整備されている規制等を含む。)に反していないことを確認し

ている。

<p>② 特定社会基盤事業者<sup>10</sup>は、再委託の相手方等が、届出を行ひ日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の陸上規格や相場的に受け入れられた標準（それに基づいて各國に整備されている規格等を含む）に反していないことを確 □</p>	
---	--

委託の相手を通じて確認している場

(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（委託料を含む）した直近の維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものはないかと確認している。

■① 特定社会基盤事業者は、委長の相手方が、外国の法的環境や外部主力の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）について、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為は生じた可能性

がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担

□ 特定会社基盤事業者<sup>9</sup>は、再委託の相手方等が、外国の在留虞機や該當主体の表示（明示的なものだけでなく黙示的指しも含む。）によって、特定会社基盤事業者は再委託を行った者のと競合の違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定会社基盤事業者は再委託を行った者に対して報告することを要契約等

により担保している。  
※ 再委託を行った者を通じて担保してい

④ 特定会社基盤事業者は、重要な維持管理等を実施する場面において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社(又は供給者の親会社等)の過半数を直接又は

精神は解かれて居る事は認められないので

調査に付する者の本籍を有するものに就き、該地の法的環境等により、当該機器の信頼の抜き難いこと等が影響を受け

(6) 特定社会基盤需要者が、特定重要施設及び構成供給の供給者や委託（再委託を含む）の相手方に關して、我が國の国外からの影響を判断するに資する情報の提供を受けられるることを契約等により約定している。また、契約締結後も該当情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約により約定している。

④ 特定社会基盤需要者は、委託の相手方及び委託の相手方等の名称・所在地、

役員や資本関係等、事業計画や実績、重慶維持管理等の実施場所、作業に従事する者の属性、出稼地／居住地から、月例、

④ 他の所員の所属、専門性（看護師・マネジメント等）等にに関する情報提供を受けられることを契約等により組み込んでいる。  
また、特定社会基盤事業者は、契約終了後も上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により組み込んでいる。

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付する

こと。  
2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為

を防止するための措置が実施できていると考へられる場合には、当該審査の内容を、それぞれの項目に対する備考の欄に記載すること。

する書類(①、③、④、⑤、⑥については再委託の相手方等に関するものに限る。)は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が厚生労

機大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持

管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に真偽に掲示することを報告することとし、報告を受けた主要椎管管理等の委託の相手方は、特定社会保険被保険者に対し、假想の被保険者をもつてシミュレ

樣式第五（一）（第十條第二項關係）

## 6. 倍考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（一）（第十条第二項關係）

100

住所 所称

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第42条第11項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届

3. 特定非営利活動法人(以下「特定NPO」といいます)が緊急負担を得た場合であつた理由  
① 特定NPOが社会基盤整備のため支援を受け、又は生ずるおそれがあつたこと  
② 特定NPOが社会基盤整備の目的に従事し又は生ずるおそれがあつたこと  
③ ①及び②と同一の事由  
④ 特定NPOが社会基盤整備の目的に従事するにあたる行為  
⑤ 特定NPOが社会基盤整備の目的に従事するにあたる行為に対する直接的影響  
⑥ 特定NPOが社会基盤整備のための緊急負担を行なう必要があつた場合  
⑦ 第二号第2項の規定による出金によつては認められない場合

(2)規定の現行の法律による特定期間社会基盤整備の実施の範囲に支障が生ずるおそれがあつたときはのでのないこと

(1) ①既往の災害の発生によるもの

(3) ①(1)の障害を回避できなかつた理由

(4) ①(1)が最も重要な役割の導入を緊急に行なうことが支障の除外又は昇進の防ぐために必要があつたこと

(1) ①と定期定額保険の  
関係でさだめ保険金に生じた問題

(2) ③と④に困った専  
入との関係

(4) 特定要件満足の導入緊急に行なうに適切な方法がなかつたこと

① 関係に導入をさくう外に  
他の手段によつては  
他の手段によつては(1)  
② ③に困るからした理由

## 2. 特定重要設備の概要

特定重複設備の名称	
特定重複設備の役割	
特定重複設備を設置した場所	
特定重複設備を使用している	

（記載上の注意）

- 「特定住民税の種別の欄」には、第1条において定める特定住民税の種別を記載する。該当するものを作成すること。
- 「特定住民税の名称」の欄には、より一層の種類の特徴を記載する場合に、該当する欄へ記載すること。
- 「特定住民税の特徴」の欄には、特定住民税を実行する項目（品目、税率等）を記載すること。
- 「特定住民税の欄」の欄には、特定住民税を実行する方法に免権者を付記するため特定住民税が有する回復した乍ら作成すること。
- 「特定住民税を設置する場所」及び「特別な重要事項を記入している場合」の欄には、それぞれの場所の回復するならずと音韻等を名前で記入すること。

こととし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

内 容	導入に 携わる 者に關 する事 項	名稱及び代表者 の氏名 住所 設立母國法國等 導入との關係

（記載上の注意）

1. 「導入に携わる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、  
当該特定重要設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由した者のうち、次の（1）又は（2）に該当する者に囲む情報を記載すること。  
(1) 特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者との間に介在し、特定重要設備の取扱いの管理その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有した者

(2)特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に囲む実施状況の確認を実施した者であって、当該実施状況の確認結果に誤りがあると認めた者。

- 該特許意匠登録の権利を変更せしめた者

2.個人である場合にあっては、「名前及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること(以下この様式において同じ)。

3.「販賣者出団名」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を記載した上、又は該項の「名前を記載する欄」に記入する場合にあっては、国税局を本部とする各支局等を記載する。

個人である場合には、「設立準備書類等」の欄に記載する情報は、個人である場合にあっては、個人の名前を記載することと同一のものと見なすことができる。

- 当該個人が厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対して、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを希望することとする（以下の次項において同じ）。

かを記載した上で、導入に携わる者が行った行為を具体的に記載すること。  
8.「時期」の欄には、特別設備を導入するために必要な一連の行為が完了し、  
登録の権限の用に供した時点を記載すること。

（レ）役務の従事の用に供して料金を記載すること。

4. 特定重要設備の供給者に関する事項  
 (1) 特定重要設備の供給者

名称及び代表者 の氏名	
住所	

(2) 特定重要設備の供給者の総社主等の識別欄の5%以上を直接に保有する者

名前又は氏名	誕生日記入欄等又は 固縁等	識別保有割合 (%) (確認した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)

1. 「施設の所有者」欄には、該社の直営事業所以外から10%以上の総社主等の供給者の  
間に認められた者を、あくまで第3者を含めても記載すること(以下この  
の様式において同じ)。
2. 「施設の所有者」欄には(記入欄)の欄に、識別保有する者の法人である  
場合は(外務省等の登記事務局登記名と、個人である場合は(内閣府登記事務局登記  
等を記載すること(以下この様式において同じ)。
3. 「設立登記法規等又は開業證」の欄に記載する場合は、新規重要設備の供  
給者が設立登記法規等又は開業證を有する場合を除き、このとき、当該供給者  
は、特定会員登録者に対する、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出す  
ることを義務づけることとする。

名前又は氏名	生年月日	固縁等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

(記載上の注意)

1. 「生年月日」及び「家庭等」の欄に記載する情報は、当該工場に係る第9  
条第2項第2号に該当する場合、新規重要設備の供給者の直営事業所の外に、  
該社の直営事業所以外から10%以上の総社主等の供給者のうち、厚生労働大臣登録  
者に対する、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを義務づける  
こととする。
2. 本項目は、特定重要設備の供給者が、法人等である場合に記載する。

年	月	日	年	月	日
該当あり□	該当なし□		該当あり□	該当なし□	

(記載上の注意)

1. 该社の他の年月日における同様の情報は、新規重要設備の供給者のうち、厚生労働  
大臣登録者に対する、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを義務づける  
場合に記載する場合の場合は、該社の他の年月日における同様の情報は、それ以外の場合  
は、「該当なし」と記載すること。
2. 「年」「月」「日」の欄に記載する場合は、該社の他の年月日における同様の情報は、新規重要設備  
の供給者が厚生労働大臣に直接に提出することを除き、このとき、当該供  
給者は、特定会員登録者に対する、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを  
義務づけることを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者における同様の情報は、新規重要設備の割合

事業年度 外務省等の登記名簿 割合 (%)

(確認した年月日)

(記載上の注意)

1. 「該社の他の年月日における同様の情報は、新規重要設備の供給者のうち、厚生労働  
大臣登録者に対する、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを除き、上記  
の「年」「月」「日」の欄に記載する場合は、該社の他の年月日における同様の情報は、それ以外の場合  
は、「該当なし」と記載すること。
2. 「年」「月」「日」の欄に記載する場合は、該社の他の年月日における同様の情報は、新規重要設備  
の供給者が厚生労働大臣に直接に提出することを除き、このとき、当該供  
給者は、特定会員登録者に対する、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを  
義務づけることを報告することとする。

(4) 特定重要設備の供給者における同様の情報は、新規重要設備の割合

年 年 月 月 日の生年月日

該当あり□ 該当なし□

事業年度 外務省等の登記名簿 割合 (%)

(確認した年月日)

(記載上の注意)

1. 「該社又は事業場の所在地」の欄には、新規重要設備を製造する工場は  
事業場の所在地の登記名又は地域の名称を記載すること(以下この様式において  
同じ)。

(5) 新規重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

施設の種類

施設の種類

(確認年月日)

新規重要設備の名称

新規重要設備の機能

(確認年月日)

新規重要設備の登記名

新規重要設備の登記年月日

(確認年月日)

新規重要設備の登記法規等

(確認年月日)

新規重要設備の登記年月日

新規重要設備の登記法規等

(確認年月日)



①社会的・経済的・政治的情勢等が十分に講じられることを要請している。	<input type="checkbox"/>
② 特定社会会員事務官は、 <u>権限範囲</u> の範囲内に於ける上級マネージャーとしての職務執行上の問題等が、いかに解決せらるかと要請している。	<input type="checkbox"/>
③ 特定会員組織の会員活動を主導して運営していくべきである。	<input type="checkbox"/>
④ 特定会員組織は、必ず定期的 ソーシャルワーキング(教育会議や個別性 面談等)が行われたうな場合に想 定される問題等が、いかに解決せら れるかと要請している。	<input type="checkbox"/>
⑤ 特定会員組織事務官は、 <u>権限範 囲</u> の範囲内に於ける上級マ ネージャーとしての職務執行上の問題 等が、いかに解決せらるかと要請をし ていている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 特定会員組織事務官によれば検討し ている場合分け。	<input type="checkbox"/>
（3）特種会員組織の組織構成について、不正行為が行なわれる直系を絶対 的・原則的に防ぐための規制を設けられており、丸太会員組織は該規制に該 属していないなどと、現実の規制に未だ合致しない。 （4）特種会員組織事務官による問題解決方 式として、当該会員の会員活動の運営方 式を改め、既存の会員組織の運営方 式の改善、組織運営の監視、既存の会員 組織の運営方針の変更等の方法に、 （5）自己整備している。	<input type="checkbox"/>
⑦ 特種会員組織事務官の、各会員組織等 の運営方針の改め、既存の会員組織の運 営方針の改善、既存の会員組織の運営方 針の監視、既存の会員組織の運営方針の 変更、（自己整備）している。	<input type="checkbox"/>

合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。		
(記載上の注意)		
1 それぞれの項目の指標を達している場合には、□に印を付けること。印		

1. それでこの項目の指標を説いている場合には、同じ印を付けること。印を付けた項目については、当該指標を説いていることを証する書類を添付すること。
2. 構成設備がISMARPの登録を受けているクラウドサービスである場合

2.構成設備が1.5M以上の壁面を有しているグリッドサービスである場合  
は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①-  
2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2の項目に

3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する標準の欄に記載すること。

4. ①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、  
⑨-2、⑩-2の項目の措置を講じていることを証する書類は、特定重要

第一、第一の項目の相違を説いておきたいことを認める御如様に、特許重要設備の供給者は構成設備の供給者が厚生省衛生大臣に直接に提出することができる。このとき、特許重要設備の供給者は構成設備の供給者は、それ開拓地会員の本店供給者は特許重要設備の供給者に對し、かかるに

それぞれ特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨

た特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

#### 7. 備考

[View Details](#)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

71

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

#### 第六章 第五节 (三) (第十条第三项简称)

報告書を提出する（該次重要設備の重要機器監視等を行わせた場合）

88 / 88

般  
住 所  
名 称  
代 言 者 の 氏 名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

1. 計画的雇用の実現のための組織的措置等を行なわせることが緊急でむを得ない場合にあらかじめ

(1) 特定社会基盤会社の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあつたこと

- ① 特定社会基盤会社の運営に生じた問題はさしつけない
- ② ①に付した問題及び原因
- ③ ②による社会基盤会社の運営の問題に対する対応
- ④ ③による問題のうち、特に問題の大きいもの
- ⑤ ④による問題のうち、特に問題の大きいもの

(2) 規定の範囲外であるために特定社会基盤会社の運営に支障が生じ

① (1) が生じた原因
② (1) が抱持した問題
(1) が抱持する問題を経て、なぜ問題が発生したか
(3) 問題を抱持する者が、既存精神障害等を癡弱に行わせることが支障又は自己生存のための必要が出来たこと
問題と既存精神障害等との関係及び既存精神障害に生じた支障の内容
重要問題と既存精神障害との関係
(4) 既存精神障害の既存精神障害等を怠弱に行わせるに適当な方法がないこと
既存精神障害等を怠弱に行わせる外因として抱持した既存精神障害の内容
既存精神障害等を怠弱に行わせる(1)
① おおさなからずおこなう

2. 特定重要設備の概要	
特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している 機種	

(記載上の注意)

- 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備をうち、該当するものに記載すること。
- 「特定重要設備の名前」の欄には、同一の種類の特定重要設備から産業持続等を行なった特定重要設備を特定する事項(品名、型番等)等を記載すること。
- 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤設備を安全に提供するため必要な機能が付する個別の機能と果たす作用を記載すること。

「重要維持管理等を行なった時期又は期間」の欄には、単発・継続性のい重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行なった時期を、復・継続性の重要な維持管理等の委託の場合は当該重要な維持管理等を行なった時期又は期間を記入のこと。

個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に監査を提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

(2) 重要経営管理等の委託の相手方の純株主等の議決権の5%以上を直接保有する者
名称又は氏名
設立準備法団又は 国際等
議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦

(記載上の注意)  
1. 繰次担保権有割合は、届出の日前2月以内の日における純株主等の総決済額に対する割合。小数点以下第2位を四捨五入して記載する。(1/1)

（一）被扶養者等の概要		
（1）扶養親等等		
①	氏名	生年月日
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
（2）扶養期間等	（3）扶養義務者等の概要	
（4）扶養義務者等の委託手続書		
（5）被扶養者等の扶養扶助手帳		



<p>④ 特定の基準事項事務官は、委託の相手方及び委託の内容の手帳を、重要事項管理システムに登録する。この際、委託の相手方及び委託の内容が既に登録された場合は、既存の手帳を新規に作成したうえでアタッチしなくとも、委託の相手物的(能動的)な運営(リソースの活用管理等)から論議的(データマスク等)まで、手帳の構成を柔軟に変更して構成することを検討している。</p> <p>⑤ 再度の相手方手帳における実現性検証については、実現の手帳を用いて確認している。</p>	□
<p>④ 特定の基準事項事務官は、委託の相手方及び委託の内容の手帳を、重要事項管理システムに登録する。この際、委託の相手方及び委託の内容が既に登録された場合は、既存の手帳を新規に作成したうえでアタッチしなくとも、委託の相手物的(能動的)な運営(リソースの活用管理等)から論議的(データマスク等)まで、手帳の構成を柔軟に変更して構成することを検討している。</p> <p>⑤ 特定の基準事項事務官は、委託の相手方及び委託の内容の手帳を、重要事項管理システムに登録する。この際、委託の相手方及び委託の内容が既に登録された場合は、既存の手帳を新規に作成したうえでアタッチしなくとも、委託の相手物的(能動的)な運営(リソースの活用管理等)から論議的(データマスク等)まで、手帳の構成を柔軟に変更して構成することを検討している。</p>	□
<p>④ 特定の基準事項事務官は、委託の相手方及び委託の内容の手帳を、重要事項管理システムに登録する。この際、委託の相手方及び委託の内容が既に登録された場合は、既存の手帳を新規に作成したうえでアタッチしなくとも、委託の相手物的(能動的)な運営(リソースの活用管理等)から論議的(データマスク等)まで、手帳の構成を柔軟に変更して構成することを検討している。</p> <p>⑤ 特定の基準事項事務官は、委託の相手方及び委託の内容の手帳を、重要事項管理システムに登録する。この際、委託の相手方及び委託の内容が既に登録された場合は、既存の手帳を新規に作成したうえでアタッチしなくとも、委託の相手物的(能動的)な運営(リソースの活用管理等)から論議的(データマスク等)まで、手帳の構成を柔軟に変更して構成することを検討している。</p>	□
<p>④ 特定の基準事項事務官は、委託の相手方及び委託の内容の手帳を、重要事項管理システムに登録する。この際、委託の相手方及び委託の内容が既に登録された場合は、既存の手帳を新規に作成したうえでアタッチしなくとも、委託の相手物的(能動的)な運営(リソースの活用管理等)から論議的(データマスク等)まで、手帳の構成を柔軟に変更して構成することを検討している。</p> <p>⑤ 特定の基準事項事務官は、委託の相手方及び委託の内容の手帳を、重要事項管理システムに登録する。この際、委託の相手方及び委託の内容が既に登録された場合は、既存の手帳を新規に作成したうえでアタッチしなくとも、委託の相手物的(能動的)な運営(リソースの活用管理等)から論議的(データマスク等)まで、手帳の構成を柔軟に変更して構成することを検討している。</p>	□

(参考)注釈

1. それぞれの項目を説明している場合は、□に印を付けること。印を付ける項目については、□に印を付けて説明することを示す。書類を御提出する。
2. それぞれの項目のうちでない場合であっても、国税の実務実行方針を防ぐための措置が講じられていることを示す場合は、当該箇目の「その他」欄に対応する記号の前に記入すること。
3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧の各項目は、原則として、同一の規則によるものとみなされ、一括して記入する。ただし、各項目に記載する内容が異なる場合は、各項目に別々に記入する(各項目に記入する場合は、原則として各項目の記入のみ又は再び各項目の記入を各部会長が大変に困難に思われる場合)。よって、直接課税等級等の税率の変更又は税率の適用範囲の変更等に依る事項に付し、あくまで、原簿に記載する事項に付する場合は、各項目に別々に記入する。但し、原簿に記載する事項に付する場合は、原則として各項目の記入のみ又は再び各項目の記入を各部会長が大変に困難に思われる場合)。

**樣式第六（第二十条關係）**

## 7. 倍考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六(第二十条関係)	
勧説の応否等に関する通知書	
年 月 日	
般	
住 所 姓 名 代表者の氏名	
経営実績等を一括して記すことにによる企画採用の確実化に関する法律 第52条第2項(第54条第2項に準じて適用する第52条第2項、第54条第3項に準じて適用する第52条第2項に準じて適用する第52条第7項、第55条第3項に準じて適用する第52条第2項に準じて適用する第52条第7項)の規定によ	
購入者登録書	
年	月 日付
号令等で交付された者登録簿等の登録者登録書 変更の届出書	
特許登録料の支払額の 内容変更 特許登録料控除の受取額の 平 台	
に記載する事項の変更について、下記の とおり通知いたします。	
記	
1. 妨害の否(該当に○) イ 応諾する。 ロ 応否しない。	
2. 認識しない場合の理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更実行項目		変更前	変更後
1. 実行を行う 部屋	新築洋室4帖	新築洋室4帖を新築洋室4帖とした 年月日	新築洋室4帖(改修)又は新築洋室4帖をした 年月日(複数あるときは、 その直前のもの)
		特定改修部 の部屋名及 び部屋番	
2. 実行予定期間			
3. 実行の内容			
4. 变更の理由			
5. 变更の実施 者			
6. 説明			
(参考)実行の段階			

- 「1. 実業を図る層」の「実業」を「居間」又は「報告室」を「月日（複数あるときは、その直前のもの）」の欄には、この出で立ち、居間は報告をし直就のものの「月日」を記載すること。
- 特定社員は被災者等の立場が、厚生労働省に直接に指摘することでできることについて更なる場合、当該審査をする者が、該論述の内容及び該論述の内文を書き留する欄について厚生労働大臣は強制して指摘することができる。このとき、当該審査をする者は、特許行政審査事務官は、被災者等の立場について、あくまでも、厚生労働省に直接に提出するところを報告することとし、報告を受けた所長は重要な権利を侵害する、過度なくとも

三

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）  
導入等計画書 の変更の案  
緊急導入等墨出書  
(特定重要設備の変更維持管理等を行わせる場合)

单 月 田

单 月 期

		等の専門書籍(必要な書籍等の小冊子)の添付をした月曜日
届出年月日		変更の届出は原則として前月の月曜日(複数あるときは、その最終日のもの)
1. 変更を行なう 届出	変更登記 の種類と びの名称	変更登記の 提出をした月曜日
	変更登記の 提出をした月曜日	
2. 変更事項	変更前	変更後
3. 変更の内容		
4. 変更の理由		

5. 変更の時期	
6. 備考 (52箇所、1,027件)	

1. 「要約書」の提出：「要約の届出」又は報告をした年月日（要約書に記載されたときは、その年の直前の1月）の範囲に、この届出を離さず、届出又は報告をした直前のものの中から記載すること。

2. 特定会員基業事業の外者が、厚生労働大臣に直接に提出することができる項目について変更を受ける場合、当該変更を受けるが、当該変更又は変更を受けた場合にについて厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定会員基業事業又は連続經營等の手続の方針に対し、あらかじめ厚生労働大臣に直接に提出を告げることと、報告を受けた後実施規則第16条の規定の基で、差異なく、時々会員登録者登録者に告げ、告げを受けた旨を陳述する。

近畿の土木会は、日本高架規格を4上ること

様式第八（一）（第二十三条第六項関係）

(特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)

年 月

被認定業者と一体的に併することによる安全確保の構造の性状に関する法律第65条第1項の規定により、導入等の画面の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

（記載上の注意）  
1、「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直前のもの（即日目次記載除外）

に既定のものの申込日を以て取扱うこと。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、厚生労働大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について厚生労働大臣に直接に提出する。

ことができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に直接に提出することとを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

## 2. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をすることが緊急や

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと

#### ① 特定社会基盤役務の提供に伴う支障又は生ずるお

に生じた支撑又は生ずるお それの内容	
②③に生じた支撑及び抑制	

② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役員の職務を免ぜられた事実	

業務の提供に対して生じた影響

④ ①に対する接続のため緊急に導入を行う必要があつた。

### ②導入等計画書の変更の案

の届出によっては対応がで  
きなかった理由

(2)規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを作り出したものではないこと

① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	

(3) 勤務実務者から特別要員登録の導入を緊急に行うことが支障の餘又は発生の恐れにたまつたこと

- ① (1) ②と併せて審査課の  
保管料等特別要員登録に生  
じた支障の内容
- ② (3) ①と緊密につなぐ導  
入との関係

(4) 特別要員登録の導入を緊急に行うに満足な方針がなかったこと

- ① 関係省へ手を打つ以外に  
検討したものの手順の内容
- ② 対応の手順によっては (1)  
(2) 対応でなきこと理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

樣式第八（二）（第二十三條第六項關係）

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）  
変更の内容を記載した 導入等計画書  
（重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の変

月 日

1. 変更の内容	
(1) 変更をした結果	導入計算書類(原書 購入履歴出書)の届 出をしたヶ月日 実況の届出日又は領書 の発行日が複数あ るときは、その直近の もの)
特定直近申請 の種類及び不 規則	重要案件管理 等の委託内 容
(2) 変更事項	

	変更前	変更後
(3) 変更の内容		
(4) 変更の理由		
(5) 施策実施期間		

(2) ①実施する医療行為の危険性を考慮して医療機関の設備や医療の実態に合わせて支給するべきであることを示すものか

- ② (1) ③のうちの問題
- ③ (1) ④のうちの問題
- ④ (1) の問題を解決できない  
となつた場合

⑤ (1) 動物を対象として、直接医療的手段等を基にに行なうことが支給の根柢とされるべきであることを示すものかに必ず該当したもの

- ⑥ (1) ⑦のうちの問題
- ⑦ (1) ⑧のうちの問題
- ⑧ (1) ⑨のうちの問題

(3) ① 実施する医療行為の危険性を考慮して医療機関の設備や医療の実態に合わせて支給するべきであることを示すものか

- ① 対象の動物の状況や治療方針等を踏まえ、あらかじめ施設した他の手帳の内容
- ② 動物の状況によっては (1) (2)に記載すべき手帳

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1. 「変更をした欄」の「変更の裏面又は履歴をした年月日(複数あるときは、その最初のもの)」欄には、この告白を書き、届け又は提出をした直前の年の1月1日から記入すること。

特許会社登録者又は個人が、厚生労働省に直接提出することができる年月日についても書き入れる場合については、当該誕生日の翌月又は該該誕生日の内をまたぐ書類については、厚生労働省に直接提出することができる。ただし、当該登録者又は、特許会社登録者又は定期登録料の納付金と、あらかじめ、厚生労働省に直接提出することを希望する場合は、別途記入された年月日を記入して提出することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二項（二）（第二十ニ第一項固留）							
個人又は團體の、変更の報告書							
整備監督官等による報告のための登記等（販賣者等登出者）							
の変更した場合							
年 月 日							
附							
印 写							
名 称							
代表者の氏名							
傳入等計算書（販賣者等登出者）に係る事項につき変更をしたので、税務署へ 該件一体に係る全国統一税額の範囲に於ける法規第1条第4項 （第44条第1項において準用する法規第4項）の規定により、次のとおり記載 致し。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">個人又は團體の 登記をした月</td> <td style="width: 70%;">個人又は團體の 登記をした日</td> </tr> <tr> <td>延べ年月日</td> <td>延べ年の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">の販賣は御承認をした 月日（御承認あるときは、 その直前のもの）</td> </tr> </table>		個人又は團體の 登記をした月	個人又は團體の 登記をした日	延べ年月日	延べ年の年月日	の販賣は御承認をした 月日（御承認あるときは、 その直前のもの）	
個人又は團體の 登記をした月	個人又は團體の 登記をした日						
延べ年月日	延べ年の年月日						
の販賣は御承認をした 月日（御承認あるときは、 その直前のもの）							
1. 変更をした 登出	販賣者登記 登記種別 登記地點 登記事項 登記資料						
2. 変更事項	変更前	変更後					
3. 変更の内容							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

